

## 岡部・山口法律事務所

〒104-0033  
東京都中央区新川1-5-17  
エイハ新川5階

TEL: (03) 3555-7931  
FAX: (03) 3555-7934  
E-mail: hoklawj@olo.gr.jp  
URL: http://www.olo.gr.jp

平成26年9月3日

法制審議会商法（運送海商関係）部会 御中

岡部・山口法律事務所  
弁護士 山口 修 司

商法（運送海商関係）に関する意見書

## 1. 貨物取扱営業について

商法第2編第7章に規定される貨物取扱営業は現在も存在する。一方、「貨物利用運送事業法」は、貨物取扱営業に相当する「貨物取次事業」の規制を緩和し、事実上、行政上の規制は存在しない。ただ、貨物利用運送事業法51条1項は「貨物利用運送事業を営む者以外の者は、その行う営業が貨物利用運送事業であると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない」と定めている。即ち、運送取扱営業を行うものが、貨物運送利用事業と誤認させるような表示は禁止している。

しかしながら、実務的にトラブルとなるのは、利用運送業者が、荷主から運賃を収受しながら、他社の発行する船荷証券を荷主に交付し、自らは運送取扱業であると主張して、運送人としての責任を免れようとする場合である。その場合、荷主は、運賃を提示した業者を運送人と考えて、そのものを運送人として信頼して、運賃を支払うのであるが、後に、荷主は、名も知らない運送業者（場合によっては外国の運送業者）の船荷証券を交付される。そして、運送中事故が発生すれば、当該運賃を提示した業者は荷主に対し、突然、自らは運送取扱人であるとして、運送責任を免れると主張する。荷主保護の観点からこのような主張を許すべきではない。

そのため、このような業者は貨物利用運送事業法51条2項に違反していることになると思われるが、責任面からも、何らかの法的な手当が必要である。

商法561条2項は、運送取扱営業の報酬請求権について、「運送取扱契約をもって運送賃の額を定めたる時は、運送取扱人は特約あるにあらざれば別に報酬を定めることを得ず」と定める。

多数説は、このように確定運賃をもって荷主と契約を締結した場合は、介入の一場合として、運送に関する規定を適用すべきとしている（石井・鴻「商行為法」下136頁）。また、このような確定運賃運送取扱契約は運送契約が成立したものと介すべきであるとする有力説もある（平出「商行為法」第2

版 434 頁)。いずれにしても、確定運賃で契約した場合、運送取扱人と主張したとしても、運送人としての責任を負うというのが学説の考え方である。

よって、今回の商法改正においても、商法 561 条 2 項の場合は、介入権を行使したものとみなす、との趣旨の規定を置いて頂きたい。

## 2. 複合運送船荷証券について

海上運送を含む複合運送について、複合運送船荷証券の発行を認める方向に立法がなされると考えているが、そのような海上運送を含む複合運送について、国際海上運送部分については国際海上物品運送法が適用されることを明確に規定して頂きたい。

さもなければ、複合運送とすることによって、国際海上物品運送法あるいはヘーグ・ヴィスビー・ルールズの荷主保護規定が適用されなくなる恐れがある。

以上